

令和7年度第1回戸田市総合教育会議次第

日 時:令和8年1月22日(木)

午前11時00分～正午

場 所:戸田市役所4階 公室

1 開 会

2 議 題

(1) 戸田市の教育振興に関する大綱について

(2) 戸田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

(3) その他

3 閉 会

議題1 戸田市の教育振興に関する大綱について

【教育大綱構成案】

○はじめに

人づくりはまちづくりの礎であり、私は市長就任以来、常に教育に重点を置き市政を担ってまいりました。

全国的に急激な少子化が進む中、本市においても年々出生数が減少し、学校や地域コミュニティなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わりつつあります。「戸田市で子育てがしたい、戸田市で成長していきたい」、多くの人たちにそう思ってもらうためにも、社会の変化や世の中のニーズに的確に対応した教育施策の重要性を改めて深く認識しているところです。

社会情勢が複雑化し、不確実性が高まる中であっても、私たちは世界にしっかりと目を向け、子ども一人ひとりの個性を大切にしながら、自己肯定感を育み、将来、国際社会においても主体的に活躍できる人材の育成を支えていく責務があります。また、AIをはじめとする技術が急速に進展する時代だからこそ、人間性や他者を思いやる心を大切にし、どのような状況にあっても自ら考え、困難を乗り越えていく力を育むことが、これまで以上に求められています。

この時代の変化は、課題だけでなく未来への大きな可能性も示しています。技術の進歩により、いつでも、どこでも、誰とでもつながることができる社会が実現し、子どもたちの将来の選択肢は、自らの意志と行動によって大きく広げることができる時代となりました。さらに、令和5年4月に施行された「こども基本法」により、全てのこどもや若者が将来にわたって幸福に暮らせる社会の実現に向け、社会全体で子どもたちを支え、後押ししていく機運が一層高まっています。

一方、人生100年時代を迎え、世代を問わず誰もが文化・芸術・スポーツなどの活動を通じて自己を磨き、生涯にわたって学ぶ喜びを分かち合える、自己実現の機会と活気に満ちた地域社会づくりが求められています。

前大綱策定から5年が経過し、こうした時代の潮流や社会状況を踏まえ、このたび戸田市では、教育大綱を改訂いたしました。教育現場において質の高い教育が着実に実践されること、そして、その基盤となる環境を行政が責任をもって整備すること—この二つが相互に連携し、効果的に機能するための指針として、本大綱が重要な役割を果たすものと考えております。

新たな大綱では、前大綱の基本的な考え方を踏襲しつつ、子どもたちの意見も踏まえ、基本方針として『共に「はぐくみ まもり むすぶ」教育のまち 戸田』を掲げ、3つの柱に基づく6つの重点目標を定めました。

議題1 戸田市の教育振興に関する大綱について

○基本方針の実現に向けて

この戸田市教育大綱は、市政運営の最も基本となる計画である「戸田市第5次総合振興計画」の将来都市像『このまちで良かった』みんな輝く 未来共創のまち とだ』及び、基本目標Ⅰ「こどもが健やかに育ち、いきいきと輝けるまち」基本目標Ⅱ「創造性や豊かな心を育むまち」を受けたものとなっています。

また、このたび策定した「第5次戸田市教育振興計画」では、これまで数多くの成果を上げてきた本市の教育改革を踏まえ、「好きを育み 得意を伸ばす とだの教育」の教育理念のもと未知なる教育改革に挑むことで、「自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手」を育成することを目指し、先進的な取組を推進することとしています。

今後は、多様性と包摂の視点のもとで「誰一人取り残されない」社会の実現と ESD（持続可能な開発のための教育）に取り組むことを通じて、とだっ子と全ての市民一人ひとりの人生が輝きに満ちあふれたものとなるよう、市全体でこの大綱に取り組みます。

そして、市長部局と教育委員会が認識を共有しながら、引き続き、学校・家庭・地域が相互に連携してあゆみ、教育日本一を目指してまいります。

○基本方針

『共に「はぐくみ まもり むすぶ」教育のまち 戸田』

○3つの柱

柱①：育む（はぐくむ）～supporting growth～

柱②：守る（まもる）～protecting opportunities～

柱③：結ぶ（むすぶ）～connecting schools and communities～

議題1 戸田市の教育振興に関する大綱について

○6つの重点目標

■深い学びを活かし自ら未来を切り拓く力を育みます

戸田型 PBL をはじめとする課題解決型の学習や、STEAM 教育の基盤づくり、先進技術の活用などを通じて、グローバル化が進む社会で求められる資質・能力を主体的に学べる環境を作ります。

■ふるさと戸田を愛し社会に貢献する心を育みます

体験的な学びや、読書を通じて、戸田市の伝統や文化、自然に触れる機会を大切にするとともに、社会生活を営むうえで必要な礼儀、道徳など公共の精神を育み社会に貢献する心を育てます。

■多様性を尊重し誰もが教育を受ける機会を守ります

こどもの意見反映の機会を広げ、戸田型インクルーシブ教育モデルや戸田型オルタナティブ・プランの推進、いじめ対策の充実、相談支援体制の確保により、誰一人取り残されることなく安心して学習できる機会を保障します。

■安全・安心を確保し成長を後押しできる活気ある教育環境を守ります

学校の安全対策を徹底するとともに、教育施設の計画的な整備、スポーツ・文化芸術活動の推進を通じた生涯学習機会の充実を図り、こどもから大人まですべての世代の学びたい気持ちに応える環境を整えます。

■誕生から中学校卒業まで子育て支援と教育体制を切れ目なく結びます

こどもの発達段階に応じた適切なサポート環境を整えるとともに、幼保小連携や放課後児童対策の実施、小中一貫教育の推進など、子育て支援と教育体制とのシームレスな接続に取り組めます。

■教育の現場と地域の多様な主体を双方向で結びます

コミュニティ・スクールの活性化や産学官連携の取組の推進など、地域の多様な主体を双方向で繋ぎ、学びの舞台を広げることで新たな教育環境の創出やこどもの居場所の充実を図ります。



第5次戸田市教育振興計画 (案)

※計画期間：
令和8年度～令和12年度



これからの
社会の展望と
教育の方向性

教育理念

教育理念
について

グローバル化、情報化に加え、生成 AI 等の技術革新が社会を大きく変革し、予測困難な速さと広がり「Society 5.0 (*1)」の時代への移行が進みつつあります。環境問題の深刻化や価値観の多様化といった新たな課題も複合的に現れ、社会全体の構造転換が求められています。まさに、変化が激しく、不確実で複雑かつ曖昧な「VUCA (*2)」の時代に私たちは生きています。このような時代において、「自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手」を育成することが、教育に求められています。

好きを育み 得意を伸ばす とだの教育

本市は、『教育のまち とだ』として、一人一人の「好き（興味・関心）を育み、得意を伸ばす」ことを教育の起点とし、未知なる教育改革に挑むことで、「自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手」を育成することを目指します。そのためには、誰一人取り残されることなく、誰もが互いの多様性を尊重し、いきいきと共に高め合う学びを実現するとともに、子供も大人も、家庭や地域で学び、活動し、支え合う社会を築いていくことが重要です。さらに、計画の推進に当たっては、施策全体を支える様々な基盤の整備・充実を図り、各施策の実効性を高めることも欠かせません。このような基本的な考え方の下、本計画では方針や主な施策を定め、こどもまんなか社会の実現を見据えて先進的な取組を推進します。

方針1

学校教育において、未知なる教育改革に挑み、「自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手」を育成する学びの実現を目指します。

そのために、「これからの社会で求められる資質・能力を育成する学びの推進」「『令和の日本型学校教育 (*3)』を支える学校の働き方改革の加速と、教師の指導力の向上」「持続可能で快適な学習環境と、切れ目のない成長を支える体制の整備」「子供の健やかな成長の支援」といった主な施策に取り組めます。

主な施策 (◎) 具体的な取組 (・)

◎**これからの社会で求められる資質・能力を育成する学びを推進します。**

- ・各教科等の本質にせまる「主体的・対話的で深い学び」とカリキュラム・マネジメント (*4) の推進
- ・「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 (*5)」の推進
- ・世界で活躍できる人間の育成に向けた英語教育の充実及び短期留学プログラムの推進
- ・戸田型 PBL (*6) の深化や STEAM 教育 (*7) の視点による授業改善を含めた、質の高い探究的な学びの推進
- ・デジタルシティズンシップ (*8) の視点を含めた、情報活用能力 (*9) の向上
- ・豊かな人間性や社会性を育むための体験的・実践的な学びの推進

◎**「令和の日本型学校教育」を支える学校の働き方改革の加速と、教師の指導力の向上を図ります。**

- ・学校の指導運営体制の充実と学校・地域が一体となって取り組む働き方改革の加速化
- ・各教科等の本質にせまる研修及び産官学と連携し最新の知見を取り入れた研修等の充実
- ・ICT やテクノロジーを活用した指導力の向上
- ・教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進

◎**持続可能で快適な学習環境と、切れ目のない成長を支える体制を整備します。**

- ・安心・安全と新たな学びに対応した施設・設備の充実
- ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る体制の構築と「幼保小架け橋プログラム (*10)」の促進
- ・小中一貫教育の推進

◎**子供の健やかな成長を支援します。**

- ・中学生の給食費無償化の実施
- ・食育の推進

方針2

学校教育及び社会教育において、誰一人取り残されることなく、誰もが互いの多様性を尊重し、いきいきと共に高め合う学びの実現を目指します。

そのために、「多様なニーズに応じた学びの推進」「多様な支援体制の充実」といった主な施策に取り組めます。

主な施策 (◎) 具体的な取組 (・)

◎**多様なニーズに応じた学びを推進します。**

- ・戸田型インクルーシブ教育モデル (*11) の推進
- ・戸田型オルタナティブ・プラン (*12) の推進
- ・こども等が意見を表明する機会の確保と意見の反映
- ・市民ニーズや社会の要請に合わせた講座等の提供
- ・いじめ防止対策の推進
- ・特別支援教育の充実
- ・放課後の学習支援や日本語指導の推進
- ・国内外の姉妹・友好都市との交流の促進

◎**多様な支援体制の充実を図ります。**

- ・教育相談体制の充実及び活用促進
- ・学校における医療的ケア (*13) の充実
- ・就学相談体制の充実及び活用促進
- ・子供の健全育成を支援するための福祉機関等との連携強化

方針3

子供も大人も、家庭や地域で学び、活動し、支え合う社会を築くことを目指します。

そのために、「スポーツや文化芸術活動を含めた生涯にわたる学びの推進と活用機会の拡充」「地域・学校連携による子供の学びと活動の支援」といった主な施策に取り組めます。

主な施策 (◎) 具体的な取組 (・)

◎**スポーツや文化芸術活動を含めた生涯にわたる学びの推進と活用機会の拡充を図ります。**

- ・生涯学習活動の推進
- ・図書館、博物館の充実と利用活用の促進
- ・スポーツや文化芸術活動の推進
- ・家庭教育の支援

◎**地域・学校連携による子供の学びと活動を支援します。**

- ・コミュニティ・スクール (*14) 等の地域学校協働活動 (*15) の推進
- ・部活動の地域展開 (*16)
- ・ゆるやかなつながりや学びを大切にしたこどもの居場所の充実

方針4. 施策全体を支える様々な基盤の整備・充実を図り、各施策の実効性を高めることを目指します。

そのために、「産官学民の多様な知見を生かした学びの推進」「科学的根拠に基づいた施策の展開」「教育デジタルトランスフォーメーション（教育DX）（*17）の推進」といった主な施策に取り組みます。

主な施策（◎） 具体的な取組（・）

◎産官学民の多様な知見を生かした学びを推進します。

- ・企業やNPO、専門家などの多様な主体との連携体制の充実

◎科学的根拠に基づいた施策の展開を図ります。

- ・戸田市教育政策シンクタンク（*18）をはじめとしたEBPM（*19）推進体制の整備
- ・モニタリング指標等に基づく計画の継続的な状況把握
- ・教育活動や政策の効果等に関する研究の推進と研究成果の公表

◎教育デジタルトランスフォーメーション（教育DX）を推進します。

- ・ICTやデジタル機器をはじめとした学習環境の整備
- ・教育総合データベース（*20）の整備と教育データの利活用の推進
- ・個人情報の保護やコンプライアンス（法令遵守）の徹底

モニタリング指標

本計画をEBPMの核となるものと位置づけ、データに基づいて実態をとらえ施策を見直していくための手立てとなるような指標として、以下の指標を設定しています。

■主に方針1に関係するもの

- ・全国学力・学習状況調査における平均正答率
- ・埼玉県学力・学習状況調査において学力を伸ばした児童生徒の割合
- ・中学校卒業時の英検3級以上取得率
- ・探究心を持っている児童生徒の割合
- ・教職員の在校等時間の状況
- ・授業支援システムの活用ログ
- ・戸田市公共施設アクションプランのうち小中学校の工事の年次達成割合

■主に方針2に関係するもの

- ・戸田型インクルーシブ教育モデルの実施状況
- ・特別支援学級・通級指導教室に通う児童生徒の人数
- ・不登校児童生徒の割合
- ・こども・若者総合サイトの閲覧数
- ・こども版パブリック・コメントの意見数
- ・国内外の姉妹・友好都市との交流件数
- ・障害福祉に係る相談窓口の相談件数
- ・障害児相談支援利用者数
- ・1歳8か月健診、3歳6か月健診の平均受診率
- ・子育て支援センター利用者数
- ・こども家庭相談センターにおける相談件数

■主に方針3に関係するもの

- ・生涯学習活動を行っている市民の割合
- ・市民大学受講者数
- ・公民館講座受講者数
- ・週1回以上スポーツを実施している市民の割合
- ・文化祭・音楽祭・美術展覧会の出品者数・参加者数及び鑑賞者数
- ・市立図書館来館者数
- ・郷土博物館来館者数（常設展示）
- ・地域クラブに所属している生徒の割合
- ・市内のこどもの居場所の数

■主に方針4に関係するもの

- ・外部研究機関との共同研究の実施状況
- ・平時の授業における1人1台端末の利活用状況
- ・教育総合データベースの活用状況

【参考1】本計画の位置づけ

本計画は教育基本法第17条の規定に基づいて策定する、戸田市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。教育改革の基本理念や目標等の大きな方向性を本計画で示し、個別施策の詳細については市ホームページ等に掲載することとしています。戸田市内の小中学校に通う児童生徒からの意見発表、関係団体へのアンケート、策定委員会での議論及びパブリック・コメントを経て、最終的に令和8年●月の定例教育委員会で議決され、本計画が策定されました。

【参考2】用語解説

- （*1） **Society 5.0**…サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。Society5.0（超スマート社会）…狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会として、第5期科学技術基本計画において提唱された。
- （*2） **VUCA**…Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の略称であり、先行きが不透明で将来の予測が困難な状態のこと。
- （*3） **令和の日本型学校教育**…子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」の良さを受け継ぎながら、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指した新しい時代の学校教育のこと。
- （*4） **カリキュラム・マネジメント**…学校の教育課程を中心に、児童生徒や地域の実態に基づき、組織的かつ計画的に教育内容の編成、実施、評価、改善を行い、教育活動の質の向上を図ること。
- （*5） **個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実**…子供たち一人一人の学習状況や個性に応じた学びと、多様な他者と共に学びを深める学びを一体的に行うことを通して、子供たちの資質・能力をよりよく育成していくこと。
- （*6） **戸田型PBL**…PBLとは、Project-Based Learning（プロジェクト型学習）の略称であり、プロジェクト（課題解決活動）を通して、これからの社会で求められる資質・能力を育成する学習のこと。戸田型PBLとは、学習指導要領の趣旨に沿って、本市が独自に定義や要件を整理した戸田市版のPBLのことを指す。
- （*7） **STEAM教育**…STEAMとは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art/Arts（芸術/文化・生活・経済・法律・政治・倫理等）、Mathematics（数学）の略称。STEAM教育とは、STEAMの各分野が複雑に関係する現代社会に必要な資質・能力の育成に向け、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習のこと。
- （*8） **デジタルシティズンシップ**…情報活用能力の育成に際し、情報及び情報技術の積極的かつ責任ある活用を通して、自他の権利を尊重しながら社会参加する実践的な資質・能力の育成を目指すこと。
- （*9） **情報活用能力**…情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力のこと。
- （*10） **幼保小架け橋プログラム**…子供に関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）の発達段階を見通し、教育の充実を図るための体系的な取組のこと。
- （*11） **戸田型インクルーシブ教育モデル**…ここでいうインクルーシブ教育とは、「多様性を尊重し、すべての子供が安心して学び、成長できる教育」としており、その実現を図るために本市が独自に推進する教育の枠組みのこと。
- （*12） **戸田型オルタナティブ・プラン**…市が進めている不登校対策支援事業の総称。オルタナティブとは「代替の」「新たな」という意味があり、「子どもたちに新たな居場所を」という願いを込めている。
- （*13） **医療的ケア**…病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為のこと。
- （*14） **コミュニティ・スクール**…保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校のこと。
- （*15） **地域学校協働活動**…幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして、様々な取組を組み合わせる実施する活動のこと。
- （*16） **部活動の地域展開**…これまで学校主体で行ってきた部活動を、地域クラブ主体へと展開していくスポーツ庁・文化庁の事業。国の計画に沿って、全国の学校で推進が図られている。
- （*17） **教育デジタルトランスフォーメーション（教育DX）**…デジタル技術を活用して、教育の仕組みや学びの形、学校運営などを抜本的に変革し、より質の高い教育の実現を目指す取組のこと。単なるICT機器の導入や業務の効率化にとどまらず、データやAIなどの先端技術を活用することで、児童生徒一人一人に最適化された学びの実現、教職員の働き方の改善、教育行政の高度化を図るものとされている。
- （*18） **戸田市教育政策シンクタンク**…シンクタンクとは、様々な領域の専門家を集めた研究機関を指す言葉。本市においては、教育政策の調査、研究、分析等を所掌する戸田市教育政策シンクタンクを教育委員会内に設置している。
- （*19） **EBPM**…Evidence-Based Policy Making（エビデンスに基づく政策立案）の略称であり、目的を明確化したうえで合理的根拠に基づいて政策手段を選択すること。
- （*20） **教育総合データベース**…個人情報の保護を前提として、分散している子供に関するデータについて連携し、横断的なデータの利活用を可能とする本市が独自に構築している基盤のこと。

第5次戸田市教育振興計画

編集発行：戸田市・戸田市教育委員会 発行年月：令和8年3月 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号 電話：048-441-1800（代表） FAX：048-443-9033

戸田市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画(案)

令和8年4月1日

戸田市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 教職員の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
- 3 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4
- 4 目標達成に向けた4つの視点・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4
- 5 目標達成に向けた4つの視点に係る主な取組(詳細)・・・・・・・・ p 4
- 6 フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 9
- 7 今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 10

1 計画の趣旨及び目的

戸田市教育委員会では、令和2年4月に「戸田市 学校における働き方改革基本方針」を2年間の方針として策定した。その後、目標達成に向けた4つの視点を持ち、その達成に向け取り組んできた。しかしながら、令和3年度における時間外在校等時間*が年360時間以内の割合について、小学校44.9%、中学校44.2%（小・中ともに休日を含む）となり、目標達成には至らなかった。

令和4年8月には、当初の方針の性格を引き継ぐとともに、目標達成に向けた5つ視点で課題解決のための各施策を整理し、3年間の基本方針として改定（以下、前「基本方針」という。）した。令和6年度における時間外在校等時間が年360時間以内の割合について、小学校76.0%、中学校28.6%（小・中ともに休日を含む）となった。本市においても例外ではない教師不足による影響や、コロナ禍が明け、様々な教育活動が再開されたことなどもあり、目標達成には至っていない。

教職員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れない。教職員にとって、毎日心身ともに健康で、子供たちの前に立ち、授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することが必要である。そのことにより、学校教育の質の維持向上を図るという考え方は、戸田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置計画（以下、「計画」という）において、基本方針の策定当初より変わりなく継承するものである。また、学校における働き方改革は、教師を取り巻く環境整備の一つであり、産官学や地域住民、保護者等の学校関係者が一体となり進めることで、一層の推進が期待できることは言うまでもない。

前「基本方針」の目的は、「学校関係者が一体となって働き方改革を推進し、教育の質の維持向上を図る」としていたが、『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」において、教師を取り巻く環境整備の最終的な目的は、『全ての子供たちへのよりよい教育の実現』と示され、令和7年4月1日改定された埼玉県和学校における働き方改革基本方針においても、これを踏まえ目的を定めている。

そのため、本計画の目的を「学校関係者が一体となって学校における働き方改革を推進し、子供たちへのよりよい教育を実現する」とし、より一層、学校教育の目的を意識するとともに、保護者・地域の理解・協力を得ながら、教育委員会と学校が連携して取り組める計画とする。そして、戸田市教育振興計画に掲げた理念のもと、「自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手」の育成を実現させるための、取組の一環として位置づける。

なお、公立義務教育書学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条において、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即し、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされている。この計画と、これまでの「戸田市学校における働き方改革基本方針」については、目的や実効性のある計画を示すことなど、同様の性質であるため、これまでの方針を本計画に統合することとする。

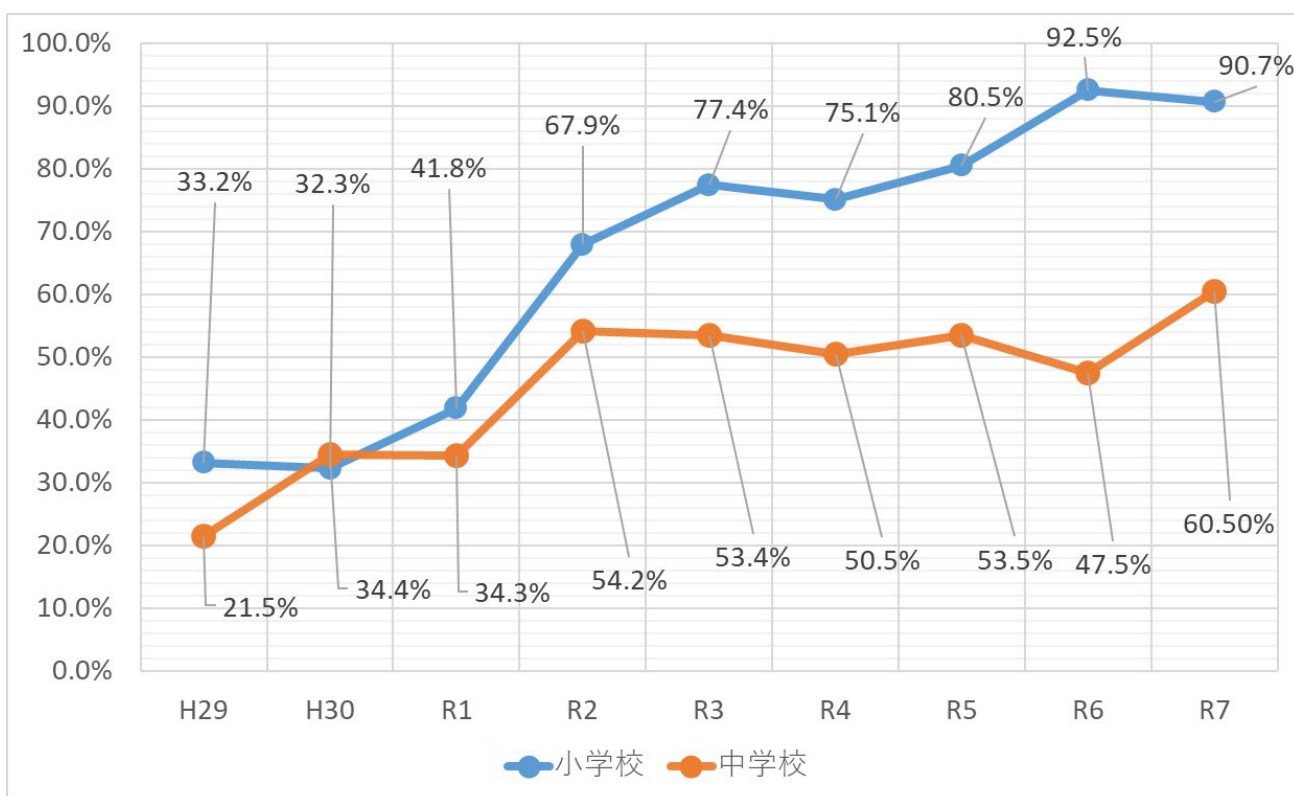
2 教職員の現状

埼玉県教育委員会が実施した勤務状況調査の結果及び、戸田市教育委員会実施の教職員の勤務状況調査の結果は以下のとおりである。(埼玉県教育委員会が実施した平成28年6月実施の勤務状況調査の結果は、時間外在校等時間の概念がなく算出方法が異なるため参考値である。また、調査の実施、結果公表がないものについては空欄としている。)

表1 1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合(6月期)

小 学 校										
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸田市		33.2%	32.3%	41.8%	67.9%	77.4%	75.1%	80.5%	92.5%	90.7%
埼玉県	23.3%			34.9%		40.8%	44.7%	55.1%	71.4%	73.9%
中 学 校										
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
戸田市		21.5%	34.4%	34.3%	54.2%	53.4%	50.5%	53.5%	47.5%	60.5%
埼玉県	20.4%			20.5%		33.3%	35.0%	43.3%	53.5%	56.5%

表2 1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合(グラフ)(6月期)



全県の結果と比較すると、戸田市の学校における働き方改革については、これまでの取組が進み、小学校、中学校ともに一定の成果が見られる。特に、小学校において1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合の増加幅が大きい。中学校においても、令和7年度については、これまでの調査結果において、最も高い割合となっており、学校内での取組が進んでいることが考えられる。

また、コロナ禍において、全国的にGIGAスクール構想の加速化や、学校における

業務の見直し・効率化が図られ、本市においても、令和2年度・3年度については、臨時休業の影響がありながらも成果が見られた。一方で、コロナ禍が収束に向かう中では、通常の教育活動の再開に伴い、中学校において令和2年度から令和5年度において横ばいの傾向が見られた。令和7年度においては、それまでの課題を踏まえ、各中学校において取組が推進され、改善傾向にある。

表3 時間外在校等時間の累計が360時間以内の教職員の割合（小学校）

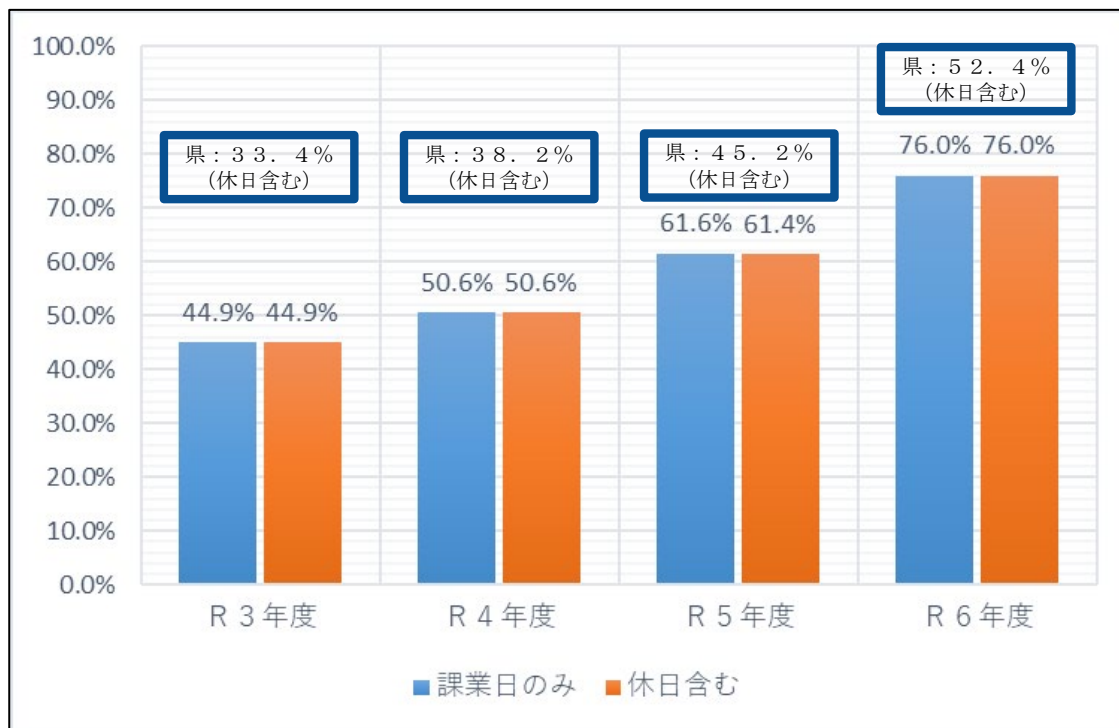
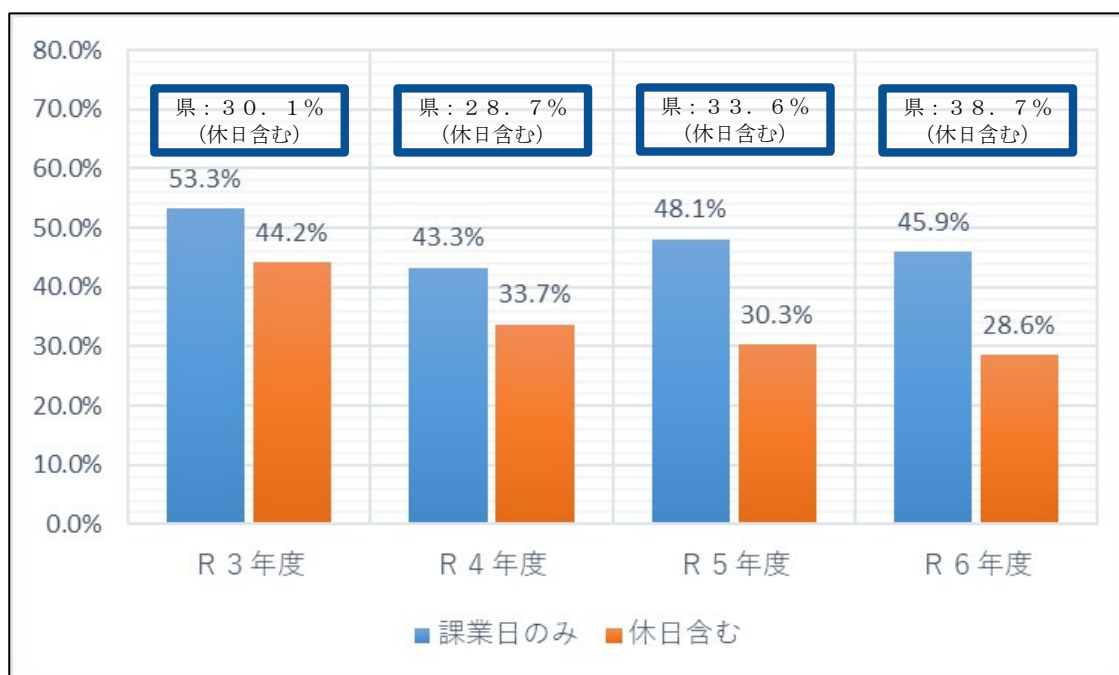


表4 時間外在校等時間の累計が360時間以内の教職員の割合（中学校）



小学校においては、1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合の高まりに比例し、時間外在校等時間の累計が360時間以内の教職員の割合も高まっている。

一方で、中学校においては、休日を含む場合の時間外在校等時間の累計が360時間以内の教職員の割合が、令和5年、6年において県平均よりも低い結果となっている。新型コロナウイルス感染症の収束により、部活動をはじめとする制限を受けてきた教育活動が再開された影響が結果として表れていると考えられる。

3 目標

前「基本方針」に対して、「2 教職員の現状」からもわかるとおり、目標を達成することができなかった。また、目的として掲げる「子供たちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教職員が心身ともに健康であることが大前提である。そのため、引き続き時間外在校等時間に係る目標を掲げるとともに、時間だけでは推し量れない、教職員としての『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立を新たな目標として設定する。

教職員の時間外在校等時間の上限時間

- (1) 1か月の時間外在校等時間について45時間以内
- (2) 1年間の時間外在校等時間について360時間以内（月平均30時間）
- (3) 「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

時間外在校等時間の縮減にむけて、実効性のある取組を推進しつつ、教職員にとっても魅力ある職場環境を確立させ、子供たちへのよりよい教育の実現を目指す。

（用語等についてはP.12に記載）

4 目標達成に向けた4つの視点

- (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等、多岐にわたる。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、教職員が担う必要のない業務も含まれている。目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校・教師が担う業務の3分類*」を踏まえ、必ずしも教職員が担う必要のない業務は外部人材を活用することで教職員の業務から切り離す、効果的に業務を遂行するためにICTを活用するなど、DXやTXの考え方を取り入れ、実践することが不可欠である。

また、「職場の心理的安全性*」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子供の成長実感」を観点とした「教師のウェルビーイング*」の考え方を取り入れ、上記の4つの視点を「取組の柱」とする。

5 目標達成に向けた4つの視点に係る主な取組(詳細)

※各取り組み内容の

※「学校・教師が担う業務の3分類」に示された19の業務例については、該当する番号を実施主体の後に、丸数字・太字・斜体①～⑱で示す。

(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

①教育条件整備

□学校への調査等の縮減の推進【市】⑥

市が行う学校への調査については、調査回数や項目の見直し、削減、簡略化を測り、学校の負担軽減となるよう取り組む。

□スクラップの徹底【市】【学校】

スクラップアンドビルドを原則とし、業務改善を図る。教育委員会、各学校において、教育効果を踏まえながら、スクラップに取り組む。

□負担軽減につながる校務分掌等の割り振り【学校】

負担の多い校務分掌を複数で担当する、校内組織へ校務分掌を割り振る等により、個人にかかる負担を軽減（分散）できるようにする。

□「学校部活動の在り方に関する方針」の厳守【市】⑬

各中学校においては、「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」を踏まえた「戸田市部活動方針」に則った取組を徹底する。また、活動に課題が見られる場合は、教育委員会により、方針の厳守を働きかける。

□関係団体等が主宰する大会、コンクール等の縮減の要請【市】

関係団体等が主催する文化的行事、体育的行事等（展覧会、大会、記録会等）について、厳選、縮減、廃止等を見直しを図るよう働きかける。また、週休日に実施されるものについては、学校職員を運営要員としないよう求めるとともに、学校職員の負担軽減を図るよう働きかける。

□「ノー部活動デー」の設定【学校】

各中学校で状況を踏まえた「ノー部活動デー」を設定、実施することで教員の負担軽減を図る。

□市教育委員会主催の研修等の見直し及び精選【市】

教育委員会が主催する研修及び会議等について国・県の動向や、学校のニーズ、課題等に応じて見直し、精選するとともに、オンラインでの開催についても検討、実施する。また、研修により若手教職員をはじめとするスキルアップを図り、やりがいの実感、授業づくりや校務分掌等にかかる時間削減、効率化による負担軽減、業務量削減を支援する。

□少人数学級編制の推進・拡大【市】

中学校の生徒の実態を考慮し、中学校での少人数学級編制を段階的に実施する。

②校務DX・TX*の推進

□ペーパーレスの推進【市】【学校】⑥

会議資料や研修資料のペーパーレス化を推進する。調査やアンケートの回答についても、電子化やオンライン上での回答にするなど、保護者、教職員の負担軽減を図る。

□採点支援システムの導入【市】⑱

中学校への採点支援システムの導入を推進する。

□学校部活動の改革【◎市】⑬

休日の学校部活動について、改革推進期間における地域展開を推進する。改革実行期間においても、国、県の動向を注視し、関係機関との連携を密に、部活動の地域展開を推進し、教員の負担軽減を図る。

□校務支援システム*の活用促進【市】⑧

校務支援システムの様式変更等に伴うシステム改修等に適切に対応し学校の校務が滞りなく遂行されるよう支援する。

また、システムの運用に際して学校の負担が生じないよう、各学校の実情に応じて支援する。

□学習指導案や教材等の共有【◎市】【学校】

県のホームページ等に掲載されている優れた授業実践、教材、指導案等、実践事例を積極的に共有する。各学校においては、校内における実践事例についても共有し、授業準備に掛ける時間を削減することで、負担軽減を図る。

□学校徴収金の効率化推進【市】【学校】③

学校で取り扱う各種徴収金について、教育委員会と学校とが連携しながら実情に応じた、集金、支払い等のシステムの検討・導入等により負担軽減を図る。

③外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援

□スクールカウンセラー等の配置【◎市】⑱

多様な児童生徒や保護者の悩み等への対応のため、県のスクールカウンセラーに加え、市費によるスクールカウンセラーの配置、教育センターへの臨床心理士の配置を継続する。

□教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置【◎市】⑦⑮⑯⑰

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を全校に配置するとともに、有効に活用するための「教員業務支援員との協働事例集」の周知し、効果的な活用が図られるよう働きかける。また、教員業務支援員の研修を開催し、各校におけるグッドプラクティス等の情報交換を行い、より効果的な配置となるよう努める。

□部活動指導員等の配置拡充【◎市】【学校】⑬

教育委員会、各学校の連携を密にし、部活動顧問の状況等の把握に努め、部活動指導員の積極的な配置を推進するとともに、教員の働き方改革に資する取組となるよう働きかける。あわせて、民間委託による部活動サポート業務も取り組む。

□教育委員会ロイヤーの配置【◎市】【学校】⑤

教育委員会や学校における様々な課題に対応するため、問題解決支援、予防的支援、研修支援等、法的な視点から支援をする専門家（弁護士）を配置する。

□多種多様な人材の配置【◎市】⑱

スペシャルサポートルームの運営の委託や、特別支援学級の補助員、理科支援員等の配置など、教員の業務の負担軽減に資する人材の配置を推進します。

④国や県、関係団体等への働きかけ等

□未配置・未補充の解消等【◎市】

未配置・未補充解消のため、組織横断的に取り組む。特に、産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、年度途中で妊娠・出産が分かった場合でも未補充が生じないように、努力する。

□実践事例集の周知活用【市】

「埼玉県業務改善スタンダード（小学校版・中学校版）」等を各学校に周知し、学校の実情に応じて活用するよう働きかける。

(2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

①働きやすい職場環境の整備

□「退校時間」の設定【学校】

各学校においては、状況を踏まえて退校時間を設定し、退校時間に対する意識を高めることで、教職員の健康管理を図る。

□週休日の振替や休暇等の確実な取得【市】【学校】

週休日の振替の原則は1日単位であることを周知し、原則4週につき8日の週休日を設けることを校長会議や学校訪問等の機会において指導徹底する。引き続き、週休日の振替や休暇等の取得しやすい職場環境の整備を推進する。

□余白創出のための日課表等の見直し【学校】

授業準備や採点業務、校内研修等の時間を確保するため、余剰時数の削減や日課表の見直し等により、余白創出に取り組む。

②教員としての充実感の向上

□子供と向き合う時間の確保【◎市】【学校】

児童生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを高めることは、よりよい教育の実現に不可欠であるため、業務の効率化を推進する。

□管理職のマネジメント力向上【◎市】【学校】

職場の心理的安全性の確保、働きやすい職場環境の確立、教職員の働きがいが高められるよう、管理職のマネジメント力向上を図る。

□心理的安全性の確保【◎市】

心理的安全性を高め、組織力を高められるよう管理職に対して会議や研修等の機会を通じて、職場環境の改善に向けた取組の共有や働きかけを行う。

□教頭、主幹教諭等の業務改善【市】

時間外在校等時間が多い、教頭、主幹教諭等の業務改善について、好事例等を周知するとともに、各学校の実情に応じて活用するよう働きかける。

③柔軟な働き方の推進

□子育て・介護等に関する休暇・休業等の取得【市】【学校】

出産・育児及び介護等に関する休暇・休業制度や児童手当、育児休業手当などの給付制度等、教職員に周知し多様な働き方を支援する。

④ストレスチェック等の活用促進

ストレスチェックの集団分析の活用【**◎市**】【学校】

ストレスチェックの集団分析結果について、時間外在校等時間の相関を検証するなど、学校における働き方改革の推進に資する活用を進める。また、学校における働き方改革の推進、心理的安全性が確保された職場環境づくりのため、ストレスチェックの活用に関する研修を実施する。

管理職向けの研修等の充実【市】

働きやすい環境をつくるため、時間外在校等時間の長い職員に対する個別面談など、適正な支援ができるよう、管理職向けの研修や働きかけの充実を図る。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

①労働安全衛生法に基づく職場改善

各学校の衛生委員会の開催【市】【学校】

各学校の衛生委員会について、労働安全衛生法に基づく委員選出や会議の開催・運営等を徹底する。

②「勤務管理システム」*に基づく学校支援

管理職への働き方改革に関する情報の積極的提供【市】

全ての管理職が高い意識で取り組めるよう、労働基準法や地方公務員法などの関係法令に基づき、適切な運用をする責務があることについて、機会を捉えて指導する。

面接指導の勧奨、適切な措置【市】【学校】

長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、健康管理医等による面接指導を勧奨するとともに、その結果に基づく適切な措置を講ずる。

③健康管理の推進

先行事例の紹介や業務改善会議の開催等の働き掛け【**◎市**】

各学校に対し、働き方改革の先行事例・好事例の紹介を積極的に行う。また、各学校の状況を踏まえ、業務改善会議の開催等の働き掛けを行う。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

①学校における働き方改革に関する理解促進

「戸田市部活動方針」の適切な運用及び周知【**◎市**】【学校】**⑬**

「戸田市部活動方針」に基づいた適切な運用に努めるとともに、引き続き生徒及保護者へ周知し、理解促進を図る。

学校閉庁日の設定と周知【市】【学校】

休暇取得を促進するために、8月11日から8月16日までと、11月14日の県民の日を「学校閉庁日」として設定する、教職員が安心して休めるよう緊急連絡先等の周知など、緊急対応に配慮するよう働き掛ける。

学校運営協議会の活用【学校】**①②④⑪⑫⑬⑰**

学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組めるよう働きかける。そのために、校長が学校運営協議会に承認を得ることになっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

□コミュニティ・スクール研修会等の実施【市】①②④⑪⑫⑬⑰

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進し、地域全体で子供たちを育てる意識を醸成するため、コミュニティ・スクール研修会等を開催し、「学校における働き方改革」の目的の浸透を図る。

□留守番電話の設置・活用【市】【学校】

勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け、留守番電話の設置を継続します。設置の目的や緊急時の対応など、活用についての保護者、地域住民等への理解促進を図る。

□地域ボランティアの活用【市】【学校】①②④⑪⑫⑬⑰

既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援を呼びかけより教職員の負担を軽減する。その際、学校応援コーディネーター等が中心となって、学校での活動支援の依頼や取りまとめ、調整等を行えるよう協力を依頼する。

□地域等の連携を生かした子供たちの実社会からの学びの充実【市】【学校】

学んだことを実社会で生かすことを目的に、地域や社会の人的・物的資源を活用した実社会からの学びを充実していく。

6 フォローアップ

学校における働き方改革の取組を着実に実施していくため、業務改善の取組を促進し、以下のフォローアップを行う。

●総合教育会議における学校における働き方改革の計画、実施状況の共有

教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、計画の実施状況の公表をするとともに、総合教育会議において、学校における働き方改革の進捗状況等について報告する。教育委員会と首長部局が一体となって、学校における働き方改革の促進に向けた取組を検討、実践に取り組む。

●長時間勤務が常態化した職員への市教育委員会によるヒアリング及びの助言

長時間勤務が常態化した職員に対し、教育委員会職員による面談を実施する。長時間勤務になっている原因分析や、改善策について該当者本人や、管理職へのフィードバックを通して、長時間勤務の改善を図る。

●取組状況の「見える化」の促進

教育委員会及び各学校において、教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底するとともに、働き方改革の取組の状況及び目標達成の状況の公表等による「見える化」を推進する。

●市民、保護者等の理解促進

ホームページや便り等を活用し、「学校における働き方改革」の取組について、市民、保護者等の理解促進を図る。

●授業や校務等に対する支援体制の強化と学校現場の継続した環境整備

各学校の課題に応じて教育業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールカウンセラー、さわやか相談員、学習支援員、教育支援員や特別支援学級補助員等を配置していくことで、支援体制の強化を図っている。また、環境整備として、校務員を各校に配置し、学校設備の簡易な補修及び整備、学校事務のサポート等を行う。併せて、

校務等に活用できるICT機器や校務支援ソフト等の積極的な導入・改善を図る。

●アンケート等の実施と結果分析による取組状況の評価・改善

本計画から目標に『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立を掲げており、定量評価が難しい状況である。そのため、アンケート等の実施により、定性評価により取組状況を検証し、改善策等の検討を進める。

7 今後の進め方

戸田市教育委員会及び戸田市立小・中学校においては、本計画に基づき、引き続き学校における働き方改革を推進していく。

今後の進め方については、目標達成のために学校関係者の理解・協力を得ながら本計画に示す取組を着実に進め、一層の時間外在校等時間の縮減を推進することにあわせ、教職員の「働きやすい」「働きがいがある」等の職場環境の確立を推進する。

また、これまで以上に教職員一人一人の勤務状況に目を向けて、「誰一人取り残さない学校における働き方改革」として取り組んでいく。そのために、「チームとしての学校」が業務を協働していくことを基本的な考えとし、突発的な対応等によりやむを得ず業務の偏りが発生した教職員、長時間勤務している教職員、その傾向にある教職員の総業務量・具体的内容を把握し、組織的な解決を目指していく。

【参考資料】用語の解説 本編中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明	頁
あ	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。	4 7
か	学校・教師が担う業務の3分類	平成31年の中央教育審議会答申で示した、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化のために、業務の考え方を整理したもので、令和7年に更新された。「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類・整理した表	4
	校務支援システム	生徒の個人情報、成績、出席状況、また、教職員のサービスなどを一元管理することで、事務作業を効率化し、業務負担を軽減するためのシステムのこと。	5
か	校務DX・TX	学校業務のデジタル化を推進することで、教育の質の向上を高めるとともに学校運営の効率化を図る取組。 TXとは、「タスクトランスフォーメーション」の略称で、デジタルを前提として人と機械が行うタスク、仕事を振り分けること。	5
	時間外在校等時間	在校等時間から正規の勤務時間を引いた時間 ※在校等時間とは、在校している時間から休憩時間と勤務時間外の自己研鑽等の時間を引いた時間 ※在校等時間には、校外での引率、研修等を含む。	1, 2 3, 4 7, 10
さ	心理的安全性	組織の中で自分の考えや気持ちを、誰に対しても安心して発言できる状態を表す度合いのこと。 組織行動学の専門家として知られるエイミー・C・エドモンドソンが1999年に提唱した心理学用語で、「チームの他のメンバーが自分の発言を拒絶したり、罰したりしないと確信できる状態」と定義される。	4 7

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

令和7年10月15日
教師を取り巻く環境整備特別部会
(第3回)
参考資料4

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日

3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

公立義務教育書学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条において、教育委員会は文部科学大臣の定める方針に即し、サービスを監督する教職員に係る業務量管理・健康確保措置実施計画（以下、計画という。）を策定することとされている。

この計画と、これまでの「戸田市学校における働き方改革基本方針」については、目的や実効性のある計画を示すことなど共通する点が多く、同様の性質であるため、本計画に一本化をする。

1 目的

学校関係者が一体となって学校における働き方改革を推進し、子供たちへのよりよい教育を実現する

2 目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を100%

【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

3 目標達成に向けた4つの視点

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現 | (2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立 |
| (3) 教職員の健康を意識した働き方改革の推進 | (4) 保護者や地域の理解と連携の推進 |

4 フォローアップ

- (1) 総合教育会議における学校における働き方改革の計画、実施状況の共有
- (2) 長時間勤務が常態化した職員への市教育委員会によるヒアリング及びの助言
- (3) 取組状況の「見える化」の促進
- (4) 積極的な面談とフォロー体制の構築
- (5) 授業や校務等に対する支援体制の強化と学校現場の継続した環境整備
- (6) アンケート等の実施と結果分析による取組状況の評価・改善

【成果】

これまでの本市の学校における働き方改革については、市教委の主に制度、環境面の改革に加え、各学校での取組や意識改革により、時間外在校等時間の縮減については、埼玉県 averages を下回り、他市と比べてもトップクラスに少ないなど、一定の成果が現れている。

1ヶ月の時間外在校等時間が45時間を越える教諭の割合

	小学校	中学校
平成28年6月（戸田市）	76.7%	79.6%
令和7年6月（埼玉県）	26.4%	46.5%
令和7年6月（戸田市）	9.3%	39.5%

【計画の重点】

計画の目標達成に向け、「時間外在校等時間」の更なる縮減に加え、

「働きがい」を感じられる職場づくりについて、市教委として以下の三点について重点的に取り組む。

※重点に関連する取組については、計画の項目を「◎」で示している。

教職員研修

- ・研究開発学校の実践と新学習指導要領に向けた動き
- ・学級経営と児童生徒理解
- ・授業づくりと効果的な教材の活用

メンタルヘルス

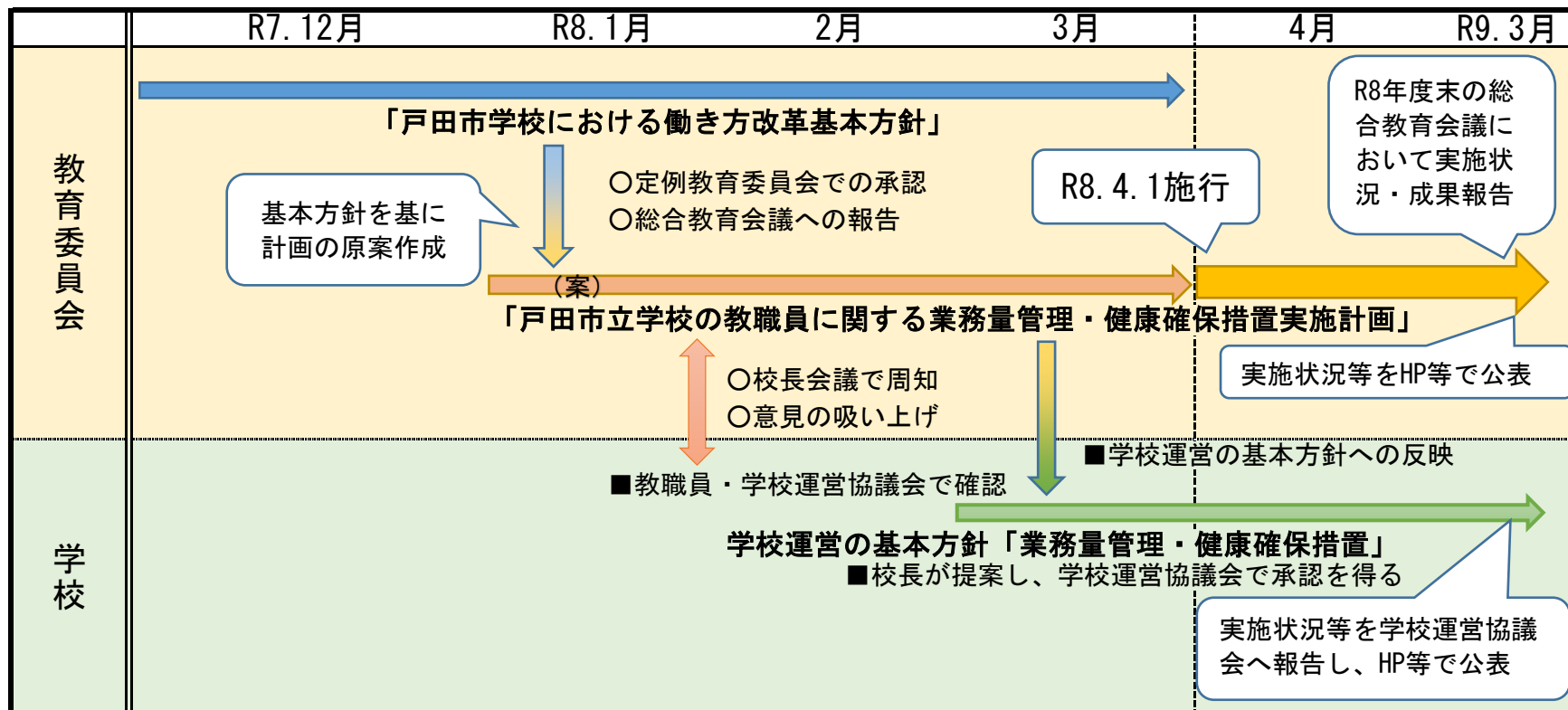
- ・ストレスチェックの活用
- ・管理職向けのメンタルヘルス研修
- ・人材の確保

部活動

- ・部活動指導員の配置
- ・地域展開の推進
- ・教職員の兼職兼業の整理

重点とする取組を含め本計画を基に、戸田市教育委員会としてサーバントリーダーシップを発揮し、働き方改革に取り組む

「戸田市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に係るスケジュール



学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

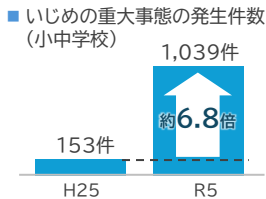
皆さんの地域の子供たちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

1

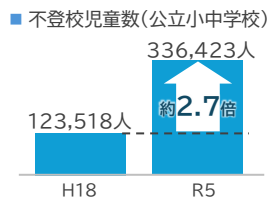
教師を取り巻く環境

学校が対応する 課題の多様化・複雑化

いじめ重大事態



不登校



外国人児童生徒

特別支援教育

など

児童虐待

子供の貧困

教師の厳しい勤務実態

- 平均時間外在校等時間は
地方公務員の一般行政職の約3倍
(R4:月約47時間)



臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

- 令和6年に小学校で2.2倍
- 教師に質の高い人材を集めることが難しくなる可能性



▶ 教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における 働き方改革の 更なる加速化

- 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
 - 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、部活動の地域展開等の推進
- など

学校の 指導・運営体制の 充実

- 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
 - 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現
- など

教師の 処遇改善

- 専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ (4%から10%まで段階的に引き上げ)
- など



3

さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

総合教育会議を活用した
教育委員会との連携

自治会や地元企業・団体等への
協力要請

学校用務員や支援スタッフの
予算化の推進

学校プールをはじめとする、
学校関係施設の管理の外部化
のための条件整備

教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子供たちを育てていきましょう



学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます



子供たちへのより良い教育のために

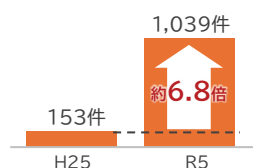
さらなる**学校へのご協力**をお願いします

1

教師を取り巻く環境

いじめなどの課題が増加

■いじめの重大事態の発事件数(小中学校)



子供のスマートフォン、テレビゲームの使用時間が増加

	R3	R6	
小学校	2時間8分	2時間48分	40分増
中学校	3時間2分	3時間44分	42分増

※平日1日あたりの平均
※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計

厳しい勤務実態



■平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない

「教師不足」

採用選考試験の倍率は

過去最低 (令和6年に小学校で2.2倍)



▶ 教師が子供にもっと向き合えるようにする必要があります！

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

■働き方改革を進めるための**仕組み作り**

■教職員定数の改善
■支援スタッフの充実

■教職調整額の引上げ

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、**地域や保護者の皆様のご協力**が不可欠です！

3

ご協力いただきたいこと

- ✓ コミュニティ・スクールなどを通じ、**学校運営に参画**いただく
- ✓ 学校以外が担うべき業務の**役割分担の見直しへのご協力** (登下校の見守り、学校ボランティアへの応募 など)
- ✓ **学校行事や業務の見直しへのご理解**



※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

⚠ 適切な表現・声量

怒鳴るなどの行動はお控えください

⚠ 過度な要求

学校ができないこともあることをご理解ください

⚠ 適切な時間内の御相談

ご相談は定時に過度に長時間の御相談はお控えください

⚠ SNSでの拡散

先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください